主 文

本件抗告を棄却する。

昭和五〇年一月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 岡 原 昌 男

裁判官 小 川 信 雄

裁判官 大塚喜一郎

裁判官 吉 田 豊